第２次甲良町障害者基本計画及び

第４期甲良町障害福祉計画

平成２7年３月

甲良町

目　　　次

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **第１章　計画の策定にあたって** | | | | | **1** |
|  | | | 1 | 計画策定の背景と趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
|  | | | 2 | 計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | | | 3 | 計画の対象となる人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
|  | | | 4 | 計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
|  | | |  |  |  |
| **第２章　地域における障害のある人の状況** | | | | | **9** |
|  | 1 | | | 人口及び障害のある人の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
|  | 2 | | | 障害福祉サービス等の利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
|  |  | | |  |  |
| **第３章　計画の基本的な考え方** | | | | | **21** |
|  | 1 | | | 基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |
|  | 2 | | | 基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
|  | 3 | | | 重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
|  | 4 | | | 施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
|  |  | | |  |  |
| **第４章　障害者施策の推進** | | | | | **29** |
|  | | 1 | | 障害に対する地域理解と協力の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
|  | | 2 | | 地域生活を可能とするケア体制づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
|  | | 3 | | 自立と社会参加を促進する支援体制づくり　・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |
|  | | 4 | | 安心して暮らせる地域環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 46 |
|  | |  | |  |  |
| **第５章　福祉サービスの提供** | | | | | **51** |
|  | | 1 | | 平成29年度に向けた目標値の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
|  | | 2 | | サービスの体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 55 |
|  | | 3 | | サービスの見込みと確保方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 56 |
|  | |  | |  |  |
| **第６章　サービス提供の仕組みと計画の推進体制** | | | | | **71** |
|  | | 1 | | 円滑なサービス提供のための支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 73 |
|  | | 2 | | 計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 75 |
|  | | | | |  |
| **用語の説明** | | | | | **79** |

第1章

計画策定の概要

１　計画策定の背景と趣旨

○　障害者基本計画は、障害者基本法第11条第３項の規定に基づき、町内の障害のある人の状況を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

本町では平成23年度に、平成24年度から28年度までの５年間を計画期間とする「第２次甲良町障害者基本計画」を策定し、この計画に基づいて障害者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

その間、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」をはじめとする関連法の施行・改正が行われ、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障害のある人を含めたすべての町民が、相互に人格と個性を尊重し合う“共生社会”の実現に向けて、より効果的に計画を推進するために、中間年度である平成26年度に本計画の見直しを行います。

※なお、今年度策定を行う「第４期甲良町障害福祉計画」の計画期間との整合性を図るため、本計画の最終年度を平成28年度から平成29年度に延長することとします。

○　障害福祉計画は、障害者総合支援法の第88条の規定に基づき、厚生労働大臣の示す基本指針に即した障害福祉サービスの提供体制、業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

　本町では、平成23年度に策定した「第３期甲良町障害福祉計画」が平成26年度をもって計画期間満了となることから、後継計画として平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第４期甲良町障害福祉計画」を策定します。

■　国の障害のある人に関する法律や制度の動向

障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、「第２次甲良町障害者基本計画」の見直し及び「第４期甲良町障害福祉計画」の策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年４月には「障害者総合支援法」が施行されました。また、これに先立つ、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（以下、整備法）」により、障害のある子どもへの支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

①　「障害者総合支援法」の施行

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」が施行され、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定等を行うことが定められました。この法律において、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待に対する支援や対応策等の具体的な体系が定められました。学校や保育所、医療機関等においては、虐待防止のための措置の実施がそれぞれの管理者等に義務付けられました。

②　「障害者虐待防止法」の施行

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が平成25年６月に制定され、障害のある人の要望等に応じて、国や自治体等の行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。施行は一部の附則を除き、平成28年４月１日となっています。

③　「障害者差別解消法」が成立

障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法）」が平成25年４月に施行されました。これによって、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入が推進されます。

④　「障害者優先調達推進法」の施行

２　計画の位置づけ

　この計画は、だれもがともに生きる地域づくりを進めるため、町民や企業、サービス事業所や関係機関、行政がそれぞれの役割を担えるよう、本町のまちづくりの方向と目標、具体的な施策の進め方を示しています。

また、国が定めた「障害者基本法」「障害者総合支援法」等の関連法を踏まえ、国や県の取組と連携し、さらに本町のまちづくり・福祉・子育て等の関連諸計画との整合性を図りながら、施策を進めていきます。

■　計画の位置づけ



３　計画の対象となる人

障害者基本法第２条において､障害のある人を次のように定義しています。

|  |
| --- |
| 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。  ※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 |

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内の障害のある人すべてとします。



４　計画の期間

「第２次甲良町障害者基本計画」は、平成24年度を初年度として、平成29年度までの６年間を計画期間とします。

「第４期甲良町障害福祉計画」は、計画期間が満了となる「第３期甲良町障害福祉計画」の後継計画として、平成27年度から平成29年度までの３年間の計画として策定します。



第２章

地域における障害のある人の状況

１　人口及び障害のある人の状況

１－１　総人口に対する障害者手帳所持者数

■総人口に対する障害者手帳所持者数の推移

本町では、総人口が減少している一方で、障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。平成26年３月末現在、障害者手帳所持者数は554人で、これは本町の総人口の7.4％に当たります。

また、平成25年３月末時点の総人口に対する各障害者手帳所持者数の割合は、全国の割合を上回っています。



資料：甲良町統計（総人口）

保健福祉課（手帳所持者数）

各年度３月末現在



資料：甲良町統計（総人口）

保健福祉課（手帳所持者数）

各年度３月末現在

全国値出典

身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数・・・厚生労働省「平成24年度福祉行政報告例の概況」

精神障害者保健福祉手帳所持者数・・・厚生労働省「平成24年度衛生行政報告例の概況」(※有効期限切れを除く）

全国の総人口・・・住民基本台帳（平成24年度末現在）

１－２　身体障害者手帳所持者数

■身体障害者手帳所持者数の推移

　身体障害者手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、平成26年３月末現在、411人となっています。種類別にみると、聴覚障害、心臓機能障害、腎臓機能障害はやや減少していますが、肢体不自由が平成22年の237人から平成26年には265人と、４年間で10％以上の増加となっています。



各年度３月末現在

資料：保健福祉課



各年度３月末現在

資料：保健福祉課

１－３　療育手帳所持者数

■療育手帳所持者数の推移

　療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、平成26年３月末現在、68人となっています。区分別にみると、Ａ１（最重度の知的障害）・Ａ２（重度の知的障害）はほぼ横ばいで推移していますが、Ｂ１（中度の知的障害）・Ｂ２（軽度の知的障害）は増加しています。



資料：福祉保健課

各年度３月末現在



各年度３月末現在

資料：福祉保健課

１－４　精神障害者保健福祉手帳所持者数

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

　精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成26年３月末現在、26人となっています。等級別にみると、１・２級については減少していますが、３級については、平成22年の４人から平成26年には11人と、４年間で２倍以上になっています。

各年度３月末現在

資料：福祉保健課



各年度３月末現在

資料：福祉保健課

■精神障害者通院医療公費負担利用者数の推移

　精神障害者通院医療公費負担利用者数は増加傾向で推移しており、平成26年３月末現在、75人となっています。



２　障害福祉サービス等の利用状況

２－１　障害福祉計画の実績値の検証

①　施設入所者の地域生活への移行の実績



②　福祉施設から一般就労に移行する人数の実績



２－２　障害福祉サービス等の利用状況の検証

① 自立支援給付サービス

１）訪問系サービス

※障害のある人の住まいを訪ねて介護や外出の付き添い等を行うサービス



２）日中活動系サービス

※障害のある人が昼間に行う活動のための場や機会を提供し、支援するサービス



３）居住系サービス

※入所施設やグループホーム＊、ケアホームで夜間や休日に世話や介護を行うサービス



４）相談支援

※障害のある人の様々な相談に応じる支援



■自立支援給付サービスの達成率（平成26年度見込み）



※計画値が「０」のサービスについては省略しています。

訪問系サービスは「時間」、日中活動系サービスは「人日」（療養介護を除く）の達成率を採用しています。

②　地域生活支援事業

１）必須事業



２）任意事業



■地域生活支援事業の達成率（平成26年度見込み）



※計画値が「０」のサービスについては省略しています。

移動支援事業は「時間」、地域活動支援センター事業は「箇所」、日中一時支援事業は「人」による

達成率を採用しています。

③　障害児通所支援及び障害児相談支援



第３章

計画の基本的な考え方

１　基本理念

　障害のあるなしにかかわらず、すべての人が基本的人権をお互いに尊重・理解し、助けあう共生社会の実現が、これからの福祉のまちづくりを進めていく上では重要となります。また、障害のある人が地域社会の一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加しながらいきいきと暮らせるように、一人ひとりが理解と認識を深めていく必要があります。

　本計画は、福祉サービスの提供をはじめ、保健・医療・教育・啓発・就労・生活環境等障害のある人の地域生活を支援する広範にわたる施策を通して、町内在住の障害のある人が、可能な限り自立して快適に暮らせるような仕組みづくりをめざしています。

　また、障害者福祉の基本的な理念である「ノーマライゼーション＊」と「リハビリテーション＊」のもと、障害のある人が地域から必要な支援を受けると同時に、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまちをめざし、「地域で支えあう、ひとにやさしい福祉のまちづくり」を本計画の基本理念としています。



２　基本方針

　以下の４つの基本方針に基づいて、本計画の施策を展開していきます。

基本方針１

障害に対する地域理解と協力の促進

障害のある人が地域で生活し続けるためには、障害のある人もない人も、ともに生活できる社会を実現していかなければなりません。そのためには、障害に対する地域の理解を深め、地域でともに暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす人権意識、そして支援を必要とする人を町民同士で助けあい、支えあう福祉意識を高めていくことが必要です。

障害への理解を深めるための広報・啓発活動をはじめ、交流やふれあいの機会を充実させていくとともに、子どもの頃から人権教育及び福祉の心を育てる教育を進め、心のバリアフリー化を推進します。また、ボランティアの育成やＮＰＯ＊、当事者団体の活動の促進を図るとともに、地域福祉活動を促進し、障害のある人が地域で安心して生活し続けられるよう、町民同士で支えあい、協力できる地域づくりを推進します。

基本方針２

地域生活を可能とするケア体制づくり

障害のある人の地域生活を支えるためには、一人ひとりの障害に応じた生活支援体制の整備や、保健・医療・福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。

障害のある人が身近な場で相談でき、必要な支援へのつなぎや生活上の不安等を解消することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、障害のある人のライフステージ＊ごとの多様なニーズに対応するため、自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスやリハビリテーション、医療サービス等の充実と提供基盤の整備に努めます。

さらに、障害に応じた適切なサービスの利用や地域生活の実現が図れるよう、地域障害者自立支援協議会を活用した支援体制の充実と、障害のある人の権利を擁護する体制づくりに取組んでいきます。

基本方針３

自立と社会参加を促進する支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが、障害に応じた自立のスタイルを確立できるようにするには、障害の早期発見と早期対応が重要となります。また、子どもの頃から、持てる能力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実が必要です。

各種健診を通じた障害の早期発見と、発見後に療育や障害に応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制づくりを進めます。また、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた指導ができるよう、乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教育や育成支援体制の整備を図ります。

さらに、働くことにより生活を支え、社会参加や自己実現、生きがいを得ることができるよう、関係機関と連携し、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。また、文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等の地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関や団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場や生きがいづくりの場の拡充を図ります。

基本方針４

安心して暮らせる地域環境づくり

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送るとともに、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物等に対するバリアフリー化を推進します。また、各種の施設・設備の整備にあたっては、だれもが利用しやすいように配慮するユニバーサルデザイン＊の考えのもと、福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

さらに、障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても、地域や関係機関と連携し整備を図ります。

３　重点施策

本計画では、以下の３つの施策を、重点施策として推進していきます。

発達障害については、平成17年度に発達障害者支援法が施行され、本格的な支援体制の構築が進められていますが、対象者の把握を含め、現在も支援体制が不十分であり、社会や介助者の理解も十分には進んでいない状況です。

発達障害のある人や、その介助者が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、発達障害の早期発見から就労まで、包括的な支援が図れるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。さらに、発達障害のある子どもの放課後や休日における支援体制づくりを推進します。

〈重点施策１〉　発達障害に対する支援体制づくり

障害のある人が支援を受けながら地域の中で生活し続けるには、適切な相談支援が行える体制の構築が最も重要です。現在本町では、役場窓口、相談支援事業所やサービス事業所、医療機関等が相談に応じていますが、それぞれが別々に活動しており、課題の共有ができていない状況です。それぞれの課題に応じた適切な対策を行うには、関係機関が相互に連携することが重要です。

そこで、地域障害者自立支援協議会を中心とした、課題の整理・調整等の検討会議の実施を進めます。

〈重点施策２〉　地域障害者自立支援協議会を核とした支援の実施

働くことは単に障害のある人の経済的基盤を充実させるだけでなく、生活に一定のリズムをつくることで生活習慣の向上や社会参加、生きがいを得ることにもつながる大事な活動です。しかし、就労意欲はあるが働けない人がいること、また、就労しても長期間にわたり就労し続けることに不安を抱えている障害のある人が多いことも現状です。

このため、働き暮らし応援センターや公共職業安定所、サービス事業所等と連携し、雇用の場へのつなぎの支援や就労後のアフターフォローや働くための生活の場の確保等、就労支援の充実を図るとともに、公共施設における就労機会の拡充に努めます。

〈重点施策３〉　就労支援の充実

４　施策体系



第４章

障害者施策の推進

１　障害に対する地域理解と協力の促進

①　啓発・広報活動の充実

【現状及び課題】

　平成23年８月に障害者基本法が改正され、障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる一切のものが「社会的障壁」と定義されました。また、「障害者」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと明記されています。

今後は、町民一人ひとりが障害や障害特性等を理解したうえで、障害のある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取組を進めていくことが求められています。また、障害のある人もない人もともに生活するための環境整備や、障害に対する正しい知識の普及が重要だといえます。

【施策の方向性】

○人権に関する相談窓口の充実・明確化を図ります。

○広報紙の活用や障害者週間等の強化期間、イベント活動等を利用し、啓発に努めます。

○学校や地域における福祉教育を推進することで、障害のある人に対する町民の正確な理解を深め、障害のある人もない人もともに生きる「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ります。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 啓発活動の推進 | ◆広報紙やホームページの活用、人権啓発パンフレットの配布等を通じて、町民の障害への理解促進を図ります。  ◆人権相談に関する窓口体制の整備や周知を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。  ◆役場内職員への研修・講習会等により、障害に関する意識の向上に努めます。 |
| 「障害者週間」等の周知 | ◆「障害者雇用支援月間」（９月）、「障害者週間」（12月３日～12月９日）、「人権週間」（12月４日～12月10日）の周知を図るとともに、障害への理解を深める行事の開催を検討します。 |
| 新たな障害への啓発促進 | ◆内部障害や学習障害（ＬＤ）＊、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）＊、自閉症等の発達障害・精神障害等、町民の理解の進んでない障害について理解の促進に努めます。 |

②　福祉教育の推進

【現状及び課題】

　障害のある人もない人もともに生きる社会を実現し、豊かな社会をめざすため、障害のある人への理解の促進を図ることが必要です。障害の理解には、児童生徒の年齢等に応じて行う、学校における福祉教育の役割が大きく、さらなる福祉教育の充実が求められています。

地域住民に対し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ることも重要な課題となります。

【施策の方向性】

○各学校で実施されている総合的な学習の時間等を通じて、人権の大切さや障害のある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助けあい等福祉の心を育む教育を推進します。

○家庭・地域・職場等、町民の身近な日常生活のなかで、障害のある人の問題や人権・福祉について学べる場の充実に努めます。

○障害のあるなしにかかわらず、児童生徒がともに相互理解を深めるため交流促進を図ります。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 学校等における福祉・人権教育の推進 | ◆総合的な学習の時間を利用した手話教室や車椅子体験講座の開催、福祉施設の訪問、児童生徒の障害に関するボランティア活動の推進等、学校・事業所・団体等の連携を促し、学校等における福祉・人権教育を推進します。 |
| 地域社会における福祉・人権教育の推進 | ◆町民人権問題学習講座の開催等、障害のある人をはじめとする人権啓発を行う講座・学習会や、イベント活動の充実に努めます。  ◆町民の学習機会の拡充を図り、地域や職場における福祉・人権教育を推進します。 |
| 福祉教育活動への支援 | ◆福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会等、地域における福祉教育活動の促進を図ります。 |

③　交流・社会参加活動の充実

【現状及び課題】

　地域における障害のある人の理解の促進のためには、身近な場でのふれあいの機会づくりが大切です。

本町では、小学校における自主活動の時間を利用し、甲良養護学校へ訪問する等様々な機会を捉えて相互交流を図っていますが、現状では活動の回数が少なく、単発的になっています。また、身体障害者更生会や手をつなぐ育成会においてスポーツ大会への参加等、各種交流事業を行っていますが、会員の高齢化や新規入会者の減少により、今後の活動の活性化が求められます。

今後、より多くの町民が障害のあるなしにかかわらず、ともにふれあうことを通じて互いの理解を深めることができる場を充実させていくとともに、より身近な地域においても多様な交流を図ることが重要となります。

【施策の方向性】

○障害に関する理解を深めるために、身近なきっかけづくりの場となる学校や地域において、障害のある人や障害のある子どもと町民との交流活動の充実を図ります。

○障害のある人の健康の維持や増進、自己実現の観点から、スポーツ・文化・芸術活動を積極的に推進し、障害のある人の社会参加の機会の拡充や交流の場づくりに努めます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 学校等における交流活動の推進 | ◆学校等における総合的な学習の時間やボランティア活動等を活用し、特別支援学校（養護学校等）や福祉施設において、障害のある人や障害のある子どもと町民との交流活動を推進します。また、活動後も継続的な交流が行える仕組みづくりについて検討します。 |
| 地域社会における交流活動の推進 | ◆関連団体・関係機関と連携しながら、地域におけるイベント・フェスティバル等への障害のある人の積極的な参加を推進します。  ◆障害者いきいきサロン等、地域における日常的な交流の場の充実に努めます。  ◆スペシャルオリンピックス（ＳＯ）＊の活動機会を活用し、多くの人との交流を通じて社会性を育むことや自立への意識向上を促進します。 |
| スポーツ・文化・芸術活動の推進 | ◆各種障害者団体や事業所等が開催するスポーツ・文化・芸術活動等各種交流活動に際して、介助ヘルパーや手話通訳者・要約筆記者＊を派遣する等、円滑な開催支援に努めます。  ◆窓口対応等の機会を捉えて、障害者団体活動の広報を行う等、団体活動の活発化をめざします。  ◆障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピックス（ＳＯ）の活動を推進し、健康や体力の増進、スキルの向上をめざします。 |

④　地域福祉活動の促進

【現状及び課題】

　本町では、集落ごとの地域自治活動が活発であり、産業・福祉・教育・文化・環境・防災・防犯等、様々な分野において町民自身による活動を展開し、生活環境の向上に取り組んでいます。役場においては、集落ごとの地域自治を支援するために、地域自治振興のための補助金を交付しています。地域理解を深め、地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築と社会資源の改善・開発等、本町に合った取組がさらに求められています。

　今後は、地域に住んでいる町民の主体的な参加による地域福祉活動やボランティア活動が、地域自治を推進していく上で、ますます重要となります。

【施策の方向性】

○集落ごとの自治活動を推進するとともに、ボランティア団体・町民・役場・ＮＰＯ・民間企業等が連携し、障害のある人を社会全体で支える体制づくりをめざします。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 地域自治活動の充実 | ◆障害のある人の支援ネットワークの構築を行う等、障害のあるなしにかかわらず住みよい地域となるよう、地域自治活動における障害者福祉の充実をめざします。  ◆地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員＊、社会福祉協議会等による小地域ネットワークの形成を図ります。 |
| ＮＰＯ・ボランティア団体等の育成・活動支援 | ◆ＮＰＯ・ボランティア団体等の活動を支援するため、活動の周知や、活動の場の提供、人材の発掘・育成等を行います。  ◆団体同士や、役場と関連機関とのネットワーク形成に努めます。 |
| 各種福祉奉仕員の養成支援 | ◆様々な福祉活動を支える幅広い人材の確保を図るため、点訳・朗読・ガイドヘルパー＊、手話通奉仕員等の養成講座や講習会の開催に努めます。 |

２　地域生活を可能とするケア体制づくり

①　情報提供・コミュニケーション支援の充実

【現状及び課題】

障害のある人のコミュニケーション手段や情報入手手段を確保することは、社会参加の促進と、安心して地域生活を送る上で重要となります。また、インターネット等情報通信技術を活用することで、障害のある人のコミュニケーション手段や情報入手手段が改善されるため、これらの利用を促進していくことも必要となります。

　本町では、障害のある人が地域で生活していくために必要な情報を入手することができるよう、役場内窓口での対応やパンフレットの配布、広報紙の活用、ホームページへの掲載等、様々な機会を捉えて情報提供に努めています。

【施策の方向性】

○障害のある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保するため、広報紙やインターネット等の多様な媒体を活用した情報提供を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を進めていきます。

○インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用による幅広い情報入手や、コミュニケーション手段の確保を支援していきます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 広報等による情報提供の充実 | ◆広報紙やパンフレット・リーフレット、インターネット等、各種広報媒体を活用し、福祉サービスや新しい制度の周知を図ります。  ◆資料の点字化・ＳＰコード＊化や録音テープの作成、文字が大きくみやすい紙面構成を行う等、すべての障害の特性に配慮した情報提供に努めます。 |
| 窓口等における情報提供の充実 | ◆窓口において、手帳交付時や各種事務申請時等の機会を捉え、制度やサービス等の情報提供を行うとともに、事業所や病院、団体活動時等の様々な機会を活用し、必要な情報の周知に努めます。 |
| 窓口業務効率の向上 | ◆情報提供窓口の整備や、電子申請や施設予約システムの導入等業務のＩＴ＊化を図る等、事務の効率化に努めるとともに、情報提供の方法や内容の充実を図ります。 |
| コミュニケーション支援の充実 | ◆手話通訳者・要約筆記者の派遣等、コミュニケーション支援を行います。  ◆手話通訳奉仕員養成講座の開催、要約筆記・点訳・朗読等ボランティアの育成支援に努めます。  ◆役場職員の手話教室等各種講習会への参加を促し、資質の向上に努めます。 |

②　相談体制の整備

【現状及び課題】

障害のある人の地域生活を支えるには、障害のある人のニーズを把握し、適切な支援へとつなぐ相談支援が重要になります。相談事業を有効に実施していくためには、相談員と障害のある人との信頼関係が不可欠であり、各種相談員の資質の向上や、様々な相談支援機関の周知・活用とともに、相互連携・情報共有の仕組みづくりを図る必要があります。

本町では、相談窓口として保健福祉センターによる総合相談をはじめ、各担当課による人権相談、労働行政職業相談、保健・教育相談等を実施しています。また、保健福祉センターにおいて障害の特性に配慮した相談支援に努めていますが、窓口の明確化や今後の相談対応の充実が求められています。

地域においては、地域総合センターで日常生活から就労における様々な問題、悩みの相談に応じています。また、湖東福祉圏域においてはステップあップ21や地域活動センターまな等の相談支援事業所、働き暮らし応援センターで専門的な相談支援を行っています。

【施策の方向性】

○障害のある人が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、ピアサポート＊を組み込んだ支援体制についても検討を進めます。

○個別の困難ケースへの支援や共通課題の解決に向けた協議、関係機関のネットワークの構築を図るため、地域障害者自立支援協議会を活用し、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援していきます。

○役場内窓口や子育て支援センター、地域総合センター、相談員、相談事業所等により、地域において身近な相談支援体制を構築し、日常生活やサービス利用に関する悩みに対応します。

○問題点や改善点を関連機関で検討する仕組みづくりをめざします。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 相談窓口の充実 | ◆担当課における相談対応の充実に努めるとともに、関係各課と連携して窓口の明確化と周知を図ります。  ◆車椅子の貸出、各種申請書類の代筆、筆談を行うとともに、手話講習の受講による職員の資質向上等を図り、窓口対応の充実を図ります。  ◆子育て支援センターや地域総合センターを活用し、身近な地域での相談窓口の充実を図ります。 |
| 相談事業所・相談員の充実 | ◆各種相談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活における悩みの解消、専門機関への紹介等を行い、身近で利用しやすい相談支援をめざします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談支援機関との連携強化 | ◆ライフステージや障害の特性に応じた適切かつ多様な相談が行えるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等、各種関係機関の連携強化を図ります。  ◆相談支援事業所等、関係機関との連携・協力による専門的な相談窓口の定期的な設置等を検討します。 |
| 相談支援体制の充実 | ◆地域障害者自立支援協議会において、関係機関の連携やサービス調整、困難事例への対応等、窓口での相談支援を支える仕組みづくりを行います。 |

③　障害の早期発見・早期療育

【現状及び課題】

障害の早期発見・早期対応として、妊婦健康診査の結果や妊娠期の疾病等の情報提供も含めた保健・医療・福祉の連携を基にした対応が求められます。また、乳幼児期の健康診査や発達相談を通した障害の早期発見と早期支援等のフォロー体制の充実及び保健・医療・福祉の連携による体制の充実を図ることが必要になります。

本町では、必要な児童に療育教室や放課後等デイサービス、児童発達支援等のサービスを提供し、適切な支援につなげているほか、安定した子育て環境を支援していくため、子育て支援事業の一環として、子育て支援センターや地域総合センターにおいて親子ふれあい教室やあそびのひろば、子育て講演会等様々な事業により、子どもや親同士の交流や相談対応を行っています。また、就学指導委員会においては、保健・医療・福祉・保育・教育の現場が連携し、よりよい支援をつなぐための検討をしています。

しかし、障害の複雑化による判断の難しさや、早期療育に関する保護者の理解や協力に時間がかかる場合があること等が課題となっています。

【施策の方向性】

○障害の早期発見につながる健診体制の充実や保護者への情報提供をはじめ、保健・医療・教育機関との連携を強化し、発見から適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。

○障害のある子どもへの継続的な支援ができるよう、個人情報の保護に留意しながら、関係機関の相互連携を促進します。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 健康診査の充実 | ◆妊婦検診、乳幼児健診等、各種健診の内容の充実とともに受診率の向上を図り、障害の早期発見に取り組みます。 |
| 障害児療育の充実 | ◆療育教室や放課後等デイサービス、児童発達支援等において、早期に適切な指導が受けられるよう、保健師・保育士との連携による対象者の早期把握とともに、療育環境の充実に努めます。 |
| 子育て家庭等への訪問指導の推進 | ◆妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、保健指導、障害の早期発見、育児相談等に応じます。  ◆子育て支援センターや地域総合センター等の関係機関と連携して未就園児訪問を実施し、子育ての孤立化、孤独化を防ぐとともに、個々の課題に適した支援を行います。 |
| 発達障害児支援の充実 | ◆保健・教育・福祉・医療の関係機関によるネットワークを形成し、学習障害（ＬＤ）や注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。 |
| 障害のある子どもへの相談支援体制の整備 | ◆障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。  ◆町が指定する特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者との連携のもと、障害のある子どもの障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画の作成を行います。 |
| 児童発達支援の充実 | ◆障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施するよう努めます。 |

④　保健・医療の充実

【現状及び課題】

障害の要因となる疾病は多様化・複雑化しており、ストレス等による心の問題を抱えた人も増加していることから、対象が子どもから高齢者まで幅広くなっています。

本町では、成人期について、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置き、増加する生活習慣病の早期発見・早期治療につなげ障害の発生を防ぐため、特定健康診査・保健指導を実施しています。

障害の早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するため、保健・医療・福祉の連携による体制の充実を図るとともに、近年、周知されつつある発達障害のスクリーニングとフォロー体制の整備に向けた検討が課題となっています。

また、疾病や障害の予防に重点をおいた保健・医療を推進することが重要であり、地域で自立した生活を継続するために、障害の発生を防ぎ、悪化防止を図るための実施体制を整えて、受診者を増加させていくことも重要な課題となっています。

【施策の方向性】

○障害のある人が身近な地域で適切な医療、リハビリが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、リハビリテーション体制の確立と医療体制の充実を図ります。

○生活習慣病等の疾病による障害の発生や悪化を予防するため、保健指導や健康教育等、町民の健康づくりを促進する事業を推進します。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 健康診査の充実 | ◆疾病及び障害の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。  ◆健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。  ◆特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化を予防します。  ◆各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。 |
| 医療費助成制度の実施 | ◆障害者総合支援法による自立支援医療の給付を実施します。  ◆重度心身障害者（児）福祉医療費助成を実施します。 |
| 医療体制の充実 | ◆医師会、歯科医師会との連携のもと、町民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、診療機能の向上を働きかけます。  ◆歯科診療に際して障害のある人が受診しやすいよう、支援に努めます。 |
| リハビリテーション体制の充実 | ◆医療機関等と連携しながら、リハビリテーション体制の基盤確保に努めます。 |
| 難病・重度障害等への支援 | ◆難病・重度障害のある人等とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する等、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。 |
| 精神保健福祉施策の推進 | ◆精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。  ◆精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。  ◆生活の場の確保や医療の保障、町民の理解を促す等、地域において精神障害のある人が安心して暮らせる環境づくりをめざします。 |

⑤　権利擁護の推進

【現状及び課題】

本町では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度＊の利用支援や障害のある人の日常的な金銭管理を支援する事業を実施しています。今後は、障害のある人や介助者・家族の高齢化が進むことが考えられ、障害のある人の財産管理や日常的な金銭管理等の支援がますます重要となっています。

また、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、虐待の防止や早期発見等の対応が求められています。障害のある人の権利擁護の観点からも、地域における関係機関との連携を図りながら取組を推進する必要があります。

【施策の方向性】

○相談支援事業所や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、権利擁護を必要とする障害のある人の支援に努めます。

○障害者虐待防止法に基づいた虐待の防止や、早期発見等へ向けた対応を行います。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 成年後見制度利用支援事業の推進 | ◆成年後見制度利用支援事業を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権利擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。 |
| 日常生活自立支援事業＊の推進 | ◆サービスを必要とするすべての人に、利用の機会が適切に与えられるよう、日常生活自立支援事業の浸透に努めます。 |
| 関係機関との連携推進 | ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を図ります。  ◆判断能力に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う権利擁護事業を推進します。 |
| 障害者虐待の防止等に関する施策の推進 | ◆障害者虐待防止法に基づく虐待の防止や早期発見等の対応を行います。  ◆虐待の防止や虐待を受けた人の保護等を図るため、「虐待防止センター」の運営について検討します。 |

３　自立と社会参加を促進する支援体制づくり

①　一貫した教育支援体制の構築

【現状及び課題】

障害のある子どもを対象としたサービスは、平成24年４月の児童福祉法改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化され、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といったサービスが新設される等、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。

本町では、就学している障害のある子どもについて、小・中学校で個別の支援ファイルを作成しています。また、湖東広域衛生管理組合に心理士を配置し、近隣４町（本町、愛荘町、豊郷町、多賀町）の小・中学校に巡回訪問し、問題行動がある児童や障害が疑われる児童の指導に対するアドバイスや発達検査を行っています。

発達障害の早期発見・療育のためには、専門職の介入や継続的な支援、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関の密接な連携が不可欠です。また、就学先となる学校や保育センターの受け入れ体制の充実と、障害のある子どもの進路決定期となる中等教育の後半段階における進路の確保、障害の受容の困難性、保護者支援のあり方、周囲の理解不足といったことが課題となっています。

一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助（インクルーシブ教育）を原則とした、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備に向けた検討が進められていますが、国の方針が十分に現場まで浸透しているとは言い難いのが現状です。

【施策の方向性】

○学校への支援を強化し、保健・福祉等関連部局との連携により、障害のある子どもの将来を見据えた一貫した教育を行う等、特別支援教育の推進体制の整備・充実を図ります。

○就学・就園指導の充実や学校教員等の知識・技能の向上による教育環境の整備に努めます。

○県に対して、障害のある子どもの進路の確保について働きかけを行います。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 乳幼児期から就労まで一貫した支援体制の整備 | ◆教育・医療・保健・福祉・就労等の関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。 |
| 障害児保育の充実 | ◆町内各保育センターにおいて、必要に応じて保育士の加配を検討する等、家庭や専門機関との連携強化により、一人ひとりの障害の種類・程度に応じた適切な保育を推進します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教育相談の充実 | ◆保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、教育委員会・子育て支援センター・学校・家庭・関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。  ◆親子ふれあい教室、子育て講演会、あそびのひろば等、育児に関する交流会や勉強会を設けることで、相談や指導、交流のできる機会を充実させます。 |
| 特別支援教育の推進 | ◆身体障害や知的障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた、教育内容の充実に努めます。  ◆学校教員の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研究・研修、実践的な交流会等を実施し、教員の専門性を高め学習指導の充実と向上を図ります。  ◆特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会を実施し、必要な人材の確保に努めます。 |
| 進路指導体制の充実 | ◆教育委員会・学校・公共職業安定所・企業・相談事業所等の連携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を行います。 |
| 学校生活におけるバリアフリーの推進 | ◆障害の特性に応じた、学校施設のバリアフリー化に努めます。  ◆障害のあるなしにかかわらず、ともに学習等を行うことにより、児童生徒同士の理解と交流を促進します。 |
| 保育所等訪問支援の実施 | ◆保育園等を利用している障害のある子どもに対し、障害児施設等で訪問指導を行います。 |

②　福祉サービスの充実

【現状及び課題】

平成25年４月に障害者総合支援法が施行されたことにより、ケアホームのグループホームへの一元化や地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業等の新設等、障害福祉サービスの体系が大きく変化しています。このような国の動向に対応し、引き続き障害福祉サービスの提供基盤等の充実を図ることが必要です。

本町では、障害福祉サービスとして、居宅介護・重度訪問介護、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等の事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、地域生活支援事業として、移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業等を実施しています。

今後も、障害のある人の多様なニーズへの対応や、相談事業から福祉サービスの提供につながるネットワークづくり、福祉サービスが利用促進されるための人材確保や障害に応じた受け入れ体制を整える等、適切なサービス提供基盤の整備が必要です。

【施策の方向性】

○各種サービス事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等の障害福祉サービスの基盤整備を図ります。

○日常生活への支援、各種負担の軽減策等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 障害者ケアマネジメントシステムの構築 | ◆相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障害のある人の自立に結びつく、適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。 |
| 自立支援給付事業の充実 | ◆介護給付・訓練等給付にかかわるサービス提供体制の基盤整備とともに、サービス内容の充実に努めます。 |
| 地域生活支援事業の充実 | ◆障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、地域生活を支援する各種事業を実施します。 |
| 補装具費の支給 | ◆身体上の障害を補うための用具の購入、修理費を支給します。 |
| 各種手当・給付金制度の周知 | ◆障害児福祉手当、障害基礎年金、福祉医療費助成、精神障害者通院医療費助成等、各種手当・給付金支給制度の広報に努めます。 |
| サービスに関する情報・相談の仕組みづくり | ◆役場・相談支援事業所やケアマネジャー等による、障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援する等、包括的な情報提供・相談支援体制の構築を進めます。 |
| 重度障害者への適切な支援 | ◆重度訪問介護や重度包括支援等、重度の障害のある人に対応した生活訓練事業等の利用支援を図るとともに、相談支援や交流促進等、障害に応じた適切な取組に努めます。 |
| 自立支援医療の給付 | ◆18歳以上の身体障害のある人の障害を軽減、または回復させるための手術や治療等、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。  ◆18歳未満の障害のある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、精神障害のある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。 |

③　雇用の促進

【現状及び課題】

就労することは、障害のある人の経済的な自立を支える以上に、地域住民として豊かに、いきいきと生活していく上で重要となります。

平成18年４月に改正障害者雇用促進法が施行され、精神障害のある人や在宅就業者への就労支援、各種福祉施策との有機的な連携の強化について明示されました。また、平成25年４月に障害者優先調達推進法が施行され、国や市町村等の公機関が物品やサービスを調達する際、福祉的就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する等、障害のある人の経済的な自立に向けた法整備が進んでいます。

本町では、企業訪問をはじめ、公共職業安定所等と連携しながら、役場窓口や地域総合センターにおいて就業相談を行っていますが、就労後の支援体制が不十分であること等により、長期的な雇用に結びつきにくい状況です。

障害のある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、その適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。また、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。

【施策の方向性】

○障害のある人の雇用機会のさらなる拡大を図るため、企業に対して雇用を働きかけていくとともに、公共職業安定所及び相談支援事業所、商工会等の関係機関との連携を強化し、包括的な就労支援ネットワークづくりをめざします。

○役場内作業の業務委託について検討する等、雇用の拡大を図ります。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 民間企業への啓発・雇用の推進 | ◆企業訪問等を通じ、障害者雇用への啓発を行うほか、企業内における障害のある人の人権啓発や雇用環境の向上を図ります。  ◆法定雇用率＊の遵守を促し、雇用の拡大をめざすとともに、身近な地元企業での優先的雇用を促進します。 |
| 公的機関における雇用の推進 | ◆役場等の公的機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、委託可能作業の検討を行う等、雇用の拡大を図ります。 |
| 福祉的就労施設等からの物品購入の推進 | ◆障害者優先調達推進法に基づいて、福祉的就労施設等からの物品・サービスの優先的な購入について検討します。 |
| 各種支援制度の周知 | ◆企業や事業主に対して、ジョブコーチ制度をはじめとする各種就労支援制度の周知・活用を行い、雇用を促進します。 |
| 施設・作業所への支援 | ◆福祉的就労施設の授産製品のＰＲ及び生産支援、役場内における委託可能作業の掘り起こしを行う等、安定した就労環境整備へ向けた支援に努めます。 |
| 就労相談・就労支援のネットワークづくり | ◆役場、地域総合センター、働き暮らし応援センター、公共職業安定所等の関係機関との連携・情報共有を促進し、就労の前後にかかわらず、障害のある人の就労相談を行うとともに、共同での相談窓口の開設に努める等、専門的な相談支援に努めます。  ◆企業への障害者雇用に対する情報提供・相談支援に努めます。 |
| 医療機関との連携 | ◆医療ソーシャルワーカーをはじめ、医療機関との連携を強化し、安定的な就労に向けた支援体制の充実に努めます。 |

④　職業訓練と福祉的就労の充実

【現状及び課題】

職業訓練は、障害のある人が一般就労や継続的な就労をめざす上で重要となります。

本町では、障害のある人の就労支援を強化するため、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業等の訓練事業を実施しています。また、公共職業安定所や働き暮らし応援センター、障害者職業センター＊、障害者雇用支援センター等において窓口を設けています。

今後は、多様な就労形態を提供できるよう、生産活動の機会を提供する福祉的就労の場を確保していくとともに、福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上を図ることが課題となっています。

【施策の方向性】

○就労に必要な知識・能力の習得を図るための職業訓練を推進するとともに、職場への定着を支援し、一貫した就労支援による障害のある人の就労環境の充実を図ります。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 就労移行支援の充実 | ◆一般企業への就職を希望する人に対して、就労に必要な知識及び能力の提供等を行う就労移行支援を推進します。 |
| 実践的訓練機会の充実 | ◆公共職業安定所等と連携し、職業適応援助者（ジョブコーチ）の利用を促し、障害のある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。  ◆障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）＊を活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。 |
| 福祉的就労の充実 | ◆一般企業での就労が困難な人に対して働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、就労継続支援を推進します。  ◆障害のある人の実態を把握し、広域的に、授産施設等の福祉的就労施設の整備を検討します。 |

４　安心して暮らせる地域環境づくり

①　住みよいまちづくりの推進

【現状及び課題】

近年、まちづくりの考え方として、障害のある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状況、性別等に関係なく、だれにとってもやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方が広がってきています。公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化と、障害に応じた住まいの確保は、障害のある人だけでなく、高齢化が進む社会への対応を図る上でも重要となります

滋賀県では、平成17年４月、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」が制定され、福祉のまちづくりが進められています。また、平成18年６月、国において「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が一体となった「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が公布されました。

本町では、公共施設・道路・公園等の整備に際し、地域に住むすべての人が利用しやすくなるよう、その利便性と安全性の向上を図っています。

【施策の方向性】

○「バリアフリー新法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築物や道路、公共交通機関等の生活環境の整備を行い、障害のある人をはじめ、地域に住むすべての人が安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 福祉のまちづくりに関する啓発の推進 | ◆建築関係事業者をはじめ、町民一人ひとりに対して、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図り、福祉のまちづくりを推進します。  ◆役場内におけるユニバーサルデザインの製品の使用に努めます。 |
| 公共施設におけるバリアフリー化の促進 | ◆役場や公民館、公園等の公共施設において、身体障害者用トイレやオストメイト対応のトイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善を進め、バリアフリー化を図ります。  ◆身体障害者用駐車場の確保に努めます。 |
| 民間施設の整備・改善へ向けた啓発 | ◆民間施設の建設・整備において、県との連携・協力により「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた設計となるよう、啓発に努めます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 道路・交通安全施設の整備 | ◆安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロック等、道路・交通安全施設の改良を計画的に推進します。  ◆道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を関係機関に要望します。 |
| 移動環境の充実 | ◆屋外での移動を支援する移動支援事業を推進します。  ◆すべての人が安全かつ容易に移動できるように、バス路線や本数の検討、低床バスやリフト付きバス等の導入を促進します。  ◆自動車運転免許取得や自動車改造費の助成、有料道路通行料金割引等、移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図ります。  ◆身体障害のある人が公共施設等を利用する際に、補助犬が同伴を拒否されないよう、「身体障害者補助犬法」の普及・啓発に努めます。 |

②　住環境の整備

【現状及び課題】

障害のある人の地域生活への移行が進められ、介助者の高齢化が進んでいる現在、地域において障害のある人が不自由なく暮らせる住環境の整備が求められています。

ケアホームがグループホームに一元化されたことからも、グループホームの設置の必要性が高まっています。

【施策の方向性】

○グループホーム等の共同生活の場や公営住宅の整備等、障害のある人がより身近な住み慣れた地域で、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| グループホーム等の確保 | ◆既存施設や空き家の活用等、地域住民の協力を得ながら、グループホーム等の整備に努めます。 |
| 民間住宅におけるバリアフリー化の促進 | ◆民間賃貸住宅等の建設・整備において、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた設計となるよう、指導・啓発に努めます。 |
| 住宅・生活環境の整備 | ◆住宅改修費の支給や住宅改修アドバイザーの派遣、排水設備新設補助等により、住みよい居住環境の整備に努めます。  ◆高齢者福祉施設等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修の支援に努めます。 |

③　防災・防犯対策

【現状及び課題】

現在、地域内の防災・防犯対策として、集落ごとの消火訓練や自警団による夜回り活動が行われています。また、役場内において、集落ごとに有事の際の地域連絡員を定めており、今後はより体系的な支援体制づくりが求められます。

災害時の福祉避難所として保健福祉センターを指定しているほか、地域内に指定一時避難所を設けていますが、避難所までの移動手段の確保や、避難後の介助要員の確保が課題となっています。

【施策の方向性】

○「甲良町地域防災計画」に基づき、災害等の緊急事態発生時における適切な情報提供と救援及び支援の充実を図ります。

○初動援護、避難誘導の仕組みづくりや、避難所のバリアフリー化、緊急時の介助体制の整備を行い、「避難行動要支援者避難支援計画」として取りまとめ、総合的な支援体制の構築を図ります。

○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者＊の名簿作成への理解を進め、救援体制の整備充実を図ります。

○障害のある人や高齢者が犯罪等に巻き込まれないよう、自治組織・関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

【施策と内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 施　策 | 内　　　　　容 |
| 地域における防災体制の強化 | ◆避難行動要支援者名簿の活用や、防災マップ・避難マニュアルの作成、地域連絡員の選定や地区連絡所の設置、総合的な防災対策を図ります。  ◆防災避難所となる公共施設において、障害に配慮した生活環境の確保に努めます。  ◆社会福祉施設に対して自主防災計画の作成を働きかけるとともに、地域住民の協力による防災支援を行います。  ◆集落ごとの自主防災組織の活動・育成支援を行うとともに、役場や消防署等との連携による体系的な支援体制づくりに努めます。 |
| 地域における防犯体制の強化 | ◆防犯意識の向上を推進するため、広報等による啓発・周知を図ります。  ◆自警団等の自主防災組織、警察、防犯関連協会・協議会等と連携し、地域巡回や防犯運動の推進を行うとともに、防犯灯の設置を推進する等、地域防犯体制の充実に努めます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 緊急時における支援体制の整備 | ◆防災無線等の通信機器の活用をはじめ、伝達手段の確保及び向上に努め、聴覚・言語障害のある人等に対しては、ＦＡＸやメールの活用等、障害に配慮した情報提供を図ります。  ◆緊急通報システムやＦＡＸ110番等の周知を図り、災害時に限らず緊急時に、情報を各地域及び町民に迅速・的確に伝達できる体制の確立を図ります。 |

第５章

福祉サービスの提供

１　平成29年度に向けた目標値の設定

　障害のある人の地域生活への移行支援や就労支援といった新たな課題に対応していくため、平成29年度を目標年度として数値目標を設定します。

１．福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末時点の施設入所者数については、国の数値目標に基づき、現在の施設入所者の12％以上を削減することを基本とし、平成25年度末時点の施設入所者６人のうち２人以上が地域生活へ移行することをめざします。



【数値目標を達成するための方策】

○　長年施設で生活する人の中には、在宅で生活する環境が整えば地域で暮らせる人もいるため、グループホーム等への円滑な移行を図り、地域生活に向けた支援体制の整備に努めます。

○　入所者の家族の合意形成を図りながら、地域での生活を希望する人の地域移行を支援していきます。

２．地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点については、各市町村、または各圏域に少なくとも１つを整備することが、国・県の指針となっています。今後、湖東福祉圏域内での調整が必要となるため、第４期計画では地域生活支援拠点に関する目標値は定めないこととします。

３．福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人については、国の基本方針の平成24年度の一般就労への移行実績の２倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、目標値を２人と設定します。



【数値目標を達成するための方策】

○　日中活動の場において自立訓練、就労移行等の訓練により、障害のある人に知識と能力を習得する機会を提供します。

○　障害のある人の正規雇用に向けて、公共職業安定所や働き暮らし応援センターと連携し、トライアル雇用の増加、適性にあった職場の開拓に努めます。

○　就職後は適宜フォローを行い、職場への定着を支援します。

４．就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数については、国の基本方針である平成25年度末における利用者数の６割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、目標値を１人と設定します。



【数値目標を達成するための方策】

○　サービス利用後、一般就労や就労継続支援への移行がスムーズに行えるよう、サービス事業所、関係機関間の連絡・調整等に努めます。

○　就労移行支援事業の周知に努めます。

２　サービスの体系

○　障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障害のある人に必要な支援や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行われる「自立支援給付」、市町村の創意工夫により、利用者の状況に対して柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

○　また、障害のある子どもの通所サービスは、平成24年４月の児童福祉法の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編されました。さらに、障害児通所支援の利用計画作成、支給決定後の検証・サービス事業所等との連絡調整を行うため、障害児相談支援が位置づけられています。



３　サービスの見込みと確保方策

１　障害福祉サービスの見込み

　本計画における平成27年度以降のサービス見込量は、第３期計画期間（平成24～26年度）のサービスの利用実績を踏まえ、障害のある人のニーズ、サービス事業所の状況等を勘案し、次のとおり設定します。

■　障害福祉サービスの見込み量一覧



１．訪問系サービス

訪問系サービスは、日常生活上の支援等、障害のある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 居宅介護 | ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、又は重度の知的・精神障害により常に介護を必要とする人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。 |
| 行動援護 | 行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。 |
| 同行援護 | 移動に著しい困難のある視覚障害のある人等に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。 |
| 重度障害者等  包括支援 | 寝たきりの状態にある等、介護の必要性が高い人に対し、重度訪問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービスです。 |

■　訪問系サービスの利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　重度訪問介護等のサービス確保や利用が重複する時間帯の利用調整、提供サービスの質の均一化を図る等、訪問系サービスの問題点や課題の検討を行います。

○　知的障害のある人や精神障害のある人の障害特性を十分理解し、対応できるサービス従事者の確保及び支援の質の向上に努めます。

２．日中活動系サービス

日中活動系サービスは障害のある人の自立と社会参加を図るためのサービスであり、障害のある人それぞれのサービス需要に適切に対応することが必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 生活介護 | 常時介護が必要な人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスです。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等を行うサービスです。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために、食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練等を行うサービスです。 |
| 就労移行支援 | 一般企業での雇用または在宅就労等が見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。 |
| 就労継続支援  （Ａ型・Ｂ型） | 一般企業等への就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への移行に向けた支援を行うＡ型と、雇用契約は締結せずに就労への移行に向けた支援を行うＢ型の２種があります。 |
| 療養介護 | 医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行うサービスです。 |
| 短期入所 | 介護者の疾病やその他の理由で、障害のある人を障害者支援施設に短期間入所させ、食事・入浴・排せつの介助等を行うサービスです。 |

■　日中活動系サービスの利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスのサービス提供基盤の充実に努めます。

○　重度の障害のある人・精神障害のある人に対する支援等、現在不足しているサービスの確保に努めます。

○　特別支援学校卒業後の進路について、家庭や関係機関・団体と連携し、確保に努めます。

○　生活介護事業所・就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携し、特別支援学校を卒業する人等の個々のニーズに即した訓練や就労の場、余暇活動の場等を総合的に提供できるよう努めます。

○　公共職業安定所や就労訓練等事業所と連携し、就労に関する支援を行います。

３．居住系サービス

居住系サービスは入所・入院中の障害のある人の地域生活への移行を促進していくためのサービスであり、共同生活援助（グループホーム）等の居住基盤の確保が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 共同生活援助 | 夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行うサービスです。 |
| 施設入所支援 | 施設入所する人に、夜間や休日における食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の支援を行うサービスです。 |

■　居住系サービスの利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域生活への移行促進に伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス事業所や障害者自立支援協議会と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。

○　施設入所支援については、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化とサービス量の調整に努めていきます。

４．相談支援

障害福祉サービスを利用する人すべてが、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、適切な障害福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように、相談支援を行います。また、障害のある人の今後の生活ニーズを適切に踏まえ、地域移行及び地域定着を支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | | 内　　　容 |
| 計画相談支援 | | 障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うサービスです。 |
| 地域相談支援 | 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービスです。 |
| 地域定着支援 | 施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や居宅で一人暮らしをする障害のある人等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援等を行うサービスです。 |

■　相談支援の利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。

○　県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人や単身の障害のある人等が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。

２　地域生活支援事業の見込み

　地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業です。障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を行います。

■　必須事業の利用実績及び見込み量一覧



１．必須事業

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 障害のある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。 |
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行う事業です。 |
| 相談支援事業 | 障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関・団体との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。 |
| 成年後見制度  利用支援事業 | 障害福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障害・精神障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う事業です。 |
| 成年後見制度  法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業です。 |
| 日常生活用具給付等  事業 | 障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行い、自立した生活を促進する事業です。 |
| 手話奉仕員養成研修  事業 | 聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害のある人に対してヘルパーを派遣する等、外出する際の移動を手助けすることで地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。 |
| 地域活動支援センター  事業 | 障害のある人に創作的活動、軽作業等の機会の提供を行い、社会との交流を促進する事業です。 |

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

（１）理解促進研修・啓発事業（湖東福祉圏域において広域的に実施）

○　事業内容や事業所に関する情報提供を進め、必要とする人が適切に利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。



（２）自発的活動支援事業

○　本町では事業の基盤の整備を含め、実施の検討を進めていきます。



（３）相談支援事業（湖東福祉圏域において広域的に実施）

○　現行の事業所による継続的な事業実施に努めます。また、実施にあたっては基幹相談支援センターを設置・強化し、地域のネットワーク強化、社会資源の発掘を推進します。

○　住宅入居等支援事業については、事業の基盤の整備を含め、広域的な実施の検討を進めていきます。



（４）成年後見制度利用支援事業

○　本町では事業の基盤の整備を含め、実施の検討を進めていきます。



（５）成年後見制度法人後見支援事業

○　本町では事業の基盤の整備を含め、実施の検討を進めていきます。



（６）意思疎通支援事業

○　事業内容の周知を行うとともに、奉仕員養成講座及び講座修了者に対する研修の実施等により、人材の確保に努めます。



（７）日常生活用具給付等事業

○　給付対象者への広報及び適切な交付に努めます。また、廉価で質のよい給付品の提供に努めます。



（８）手話奉仕員養成研修事業

○　現行の事業所による継続的な事業実施に努めます。また、事業内容や事業所に関する情報提供を進め、必要とする人が適切に利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。



（９）移動支援事業

○　事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行います。

○　実施事業所において研修の機会を確保し、従業員の資質向上を図るとともに、事業所と役場との綿密な連絡・情報共有に努めます。



（10）地域活動支援センター事業

○　専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めます。

○　サービスの周知による利用の促進を図ります。



２．任意事業

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 日中一時支援事業  （日帰り短期入所） | 障害のある人に日中活動の場を提供し、障害のある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を確保し、障害のある人等及びその家族の福祉の向上を図るサービスです。 |

■　任意事業の利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行い、実施事業所における従業員の資質向上を図るとともに、事業所と役場との綿密な連絡・情報共有に努めます。

第３節　障害児通所支援及び障害児相談支援

　障害のある子どもの通所支援サービスと、それに伴う相談支援サービスについては、児童福祉法に基づいて、平成24年度から市町村が実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 内　　　容 |
| 児童発達支援 | 未就学の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由がある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービスです。 |
| 放課後等デイサービス | 就学している障害のある子ども（幼稚園・大学を除く）に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を確保し、生活能力の向上のために必要な訓練や地域との交流の場を提供するサービスです。 |
| 保育所等訪問支援 | 専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービスです。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対し、障害児支援利用計画の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証・見直しを行うサービスです。 |

■　障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績及び見込み量



【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

○　児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁します。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

○　関係機関及びサービス事業所と連携し、実施体制の確保を図ります。

○　障害のある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援等、きめ細かな生活の支援をめざし、一人ひとりにあったケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

第６章

サービス提供の仕組みと計画の推進体制

１　円滑なサービス提供のための支援

（１）　湖東福祉圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

　サービスの種別によっては、県内福祉圏域ごとにサービス提供体制を整備することとなります。今後、地域障害者自立支援協議会の開催等により、湖東福祉圏域（本町・彦根市・豊郷町・多賀町・愛荘町）内で随時サービス提供体制の整備を行っていく必要があります。

県と町が重層的に支えあう支援体制とともに、圏域内各市町における連絡及び情報の共有体制を構築し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めます。

■　地域障害者自立支援協議会イメージ図



●定例会議（年１回以上　身体・知的・精神障害合同で開催）

【内容】：・サービス提供後の評価・処遇困難ケース検討

・相談支援ネットワーク構築等をテーマに

●個別支援会議（定期もしくは随時）

【内容】：・受託相談支援事業所を中心に市町ごとにケース検討

●事務局会議（原則月１回）

【内容】：・課題の抽出・定例会議等の運営等

●専門会議（各部会月１回程度開催）

【内容】：・課題を専門的に検討

（２）　障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

　県や近隣市町との連携のもと、不足しているサービスについて事業所に参入を働きかけ、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、本町で実施する地域生活支援事業の充実に努めます。また、県やサービス事業所等との連携のもとに、県等の実施する従事者の研修の周知を図るとともに、利用者の苦情対応窓口の紹介等利用者の権利の擁護を図ります。

（３）　中立・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

　障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障害支援区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。また、サービス利用計画の作成の支援を行う、相談支援専門員等の育成・支援に努めます。

（４）　安定的事業展開のための支援

　障害福祉サービスの充実を図るためには、サービス事業所及び人材の育成・確保を進めていく必要があります。サービス量の確保及び今後の福祉サービスの拡大を図るためにも、施設利用料の負担軽減や工賃の向上等、国や県に対して働きかけを行い、安定的な事業運営とサービスの質の向上に努めます。

ニーズに応じてサービス事業所の事業拡大及び新規参入の促進を図り、必要サービス量の確保を行います。同時に、研修会の開催等により、多様な障害の種類に応じ適切な支援を行うことのできる専門的人材の育成に努めます。

事業者連絡会の開催等により、サービス事業所間の情報共有体制の構築や、運営適正化委員会における、サービスに関する苦情の解決、サービス事業所への指導を行い、事業所の運営支援を図ります。

（５）　総合的なケアマネジメント体制の整備

　相談支援事業所において、障害の種類や程度等に応じ、一人ひとりにあったサービス利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスのみならず地域生活支援事業、保健・医療サービス、有償を含むボランティア等のインフォーマルなサービスを活用できるように、随時、関係課や関係機関、サービス事業所等による調整を行います。

２　計画の推進体制

（１）　湖東福祉圏域を基本とした広域的連携

　事業所や障害者団体、ボランティア団体の多くが、犬上郡をはじめとする湖東福祉圏域（本町・彦根市・豊郷町・多賀町・愛荘町）を対象とし、広域的な支援体制を構築しています。そこで、福祉サービスの基盤整備、相談支援、情報提供体制の整備等、計画の推進にあたっては、湖東福祉圏域をはじめとする近隣市町との連携・協力のもと、実施していきます。

（２）　関係機関との連携

　障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野が関連しています。そのため、役場内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

（３）　庁内推進体制の整備

　障害者施策を進めるにあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、全庁的な施策の推進が必要です。そのため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて関係各課による調整と進捗状況等を確認する機会を設定する等、障害者施策の効果的な推進に努めます。

（４）　地域との連携

　障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民による自治活動をはじめ、サービス事業所、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、関係機関等との連携・協働を図ることが重要となります。そのため、町内における各種審議会等の機会を通して連携を深めるとともに、各種地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

■　地域全体での連携・協働体制づくりイメージ図

ボランティア

障害者団体

地域住民

自治活動

その他

関係機関

サービス

事業所

ＮＰＯ

役場

社会福祉

協議会

連携

協働

**障害のある人**

多様な

支援

参加

・

参画

**地域との連携・協働によるいきいきとした地域生活の実現**

（５）　計画の評価・検討

　本計画は障害のある人に関する長期的な施策と、各種福祉サービスの事業目標値を定めたものであり、その着実な推進を図るためＰＤＣＡサイクルを導入し、計画の各段階での実施状況の評価・検討及び国や県の動向、地域の実状に応じた柔軟な施策展開が求められます。

計画の推進にあたっては、必要に応じて施策推進のための協議会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係庁内機関相互の連絡調整を要する事項について審議・調整します。

■　ＰＤＣＡサイクルプロセスのイメージ



用語の説明

|  |  |
| --- | --- |
| あ行 |  |
| ＩＴ | Ｉnformation Ｔechnology（情報技術）。コンピュターやデータ通信に関する工学及び社会的な応用技術の総称。 |
| ＳＰコード | 専用の機械で読み取ることで、音声による再生が可能なコード。 |
| ＮＰＯ | Ｎon Ｐrofit Ｏrganizationの略で、民間非営利組織と訳される。医療・福祉、環境、災害復興、地域振興等、様々な分野の市民運動やボランティア活動等を行う団体（組織）のこと。ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行う法人。 |

|  |  |
| --- | --- |
| か行 |  |
| ガイドヘルパー | 移動介護従事者として都道府県知事の行う研修を修了した者のこと。障害のある人の外出を介助し、自立と積極的な社会参加を促進する。 |
| 学習障害（ＬＤ） | 発達障害の一種で、知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する等の能力のうち特定のものの習得や使用が困難な障害のこと。 |
| 障害者職業センター | 障害のある人に対して、公共職業安定所と協力し、就職に向けた相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、状況に応じた継続的なサービスを提供する機関。 |
| グループホーム | 障害のある人が共同生活の中で、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、その他日常生活上の相談・援助を受けるサービス。障害福祉サービスでは居住系サービスに分類されている。 |

さ行

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者試行雇用（トライアル雇用） | 企業が障害のある人を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、障がい者雇用のきっかけを作り、一般雇用への移行を促進する事業。 |
| スペシャルオリンピックス（ＳＯ） | 知的発達障害のある人たちに、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である協議会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織。 |
| 成年後見制度 | 本人に代わって契約を行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる（同意権・取消権）等の権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援等を行い、不利益から守るための制度。 |

|  |  |
| --- | --- |
| た行 |  |
| 注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ） | 多動性・衝動性と注意力の障害を特徴とする、発達障害の一種。 |

|  |  |
| --- | --- |
| な行 |  |
| 日常生活自立支援事業 | 知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう、利用者の権利を擁護することを目的とする事業。 |
| ノーマライゼーション | 障害のある人を含め、すべての人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会をめざすという考え方。 |

|  |  |
| --- | --- |
| は行 |  |
| ピアサポート | 障害等、同じような課題に直面する人同士が互いに支えあうこと。 |
| 避難行動要支援者 | 障害のある人等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年６月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。 |
| 法定雇用率 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている障害のある人の雇用割合のこと。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　分 | | 雇用率 | | 民間企業 | 一般の民間企業 | ２．０％ | | 特殊法人 | ２．３％ | | 国及び地方公共団体 | | ２．３％ | | 都道府県等の教育委員会 | | ２．２％ | |
| ま行 |  |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に務め、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| や行 |  |
| ユニバーサルデザイン | 障害の有無、年齢、性別等に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。 |
| 要約筆記者 | 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者等の聴覚障害のある人のために要約筆記を行う人。 |

ら行

|  |  |
| --- | --- |
| ライフステージ | 人の生涯における、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。 |
| リハビリテーション | 障がいのある人等が社会生活に復帰するために行う、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練だけでなく、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。 |

第２次甲良町障害者基本計画及び

第４期甲良町障害福祉計画

　発行年月　　平成27年３月

発　行　　　甲良町　保健福祉課

　　　　　　〒522-0244　滋賀県犬上郡甲良町大字在士357-1

　　　　　　　TEL（0749）38-5151

　FAX（0749）38-5150